

## キャッシュ&ローンカード規定

### 1. (カード利用)

キャッシュ&ローンカード(以下「カード」といいます。)は、当組合および当組合が現金支払業務を提携した金融機関等(以下「提携機関」といいます。)のオンライン現金自動支払機(現金自動預金支払機を含みます。以下「自動機」といいます。)を利用して普通預金(総合口座取引の普通預金を含みます)を払戻す場合、または、カードローンの貸越を受ける場合(以下貸越を受けることを単に「払戻」といいます。)、及び自動機または当組合本支店の窓口において貸越金の臨時返済をする場合に利用することができます。

### 2. (提携機関自動機の利用手数料)

- ① 提携機関の自動機を利用して払戻す場合は、その提携機関が自動機利用手数料(以下「手数料」といいます。)を定めているときは、提携機関に対し、所定の手数料を支払っていただきます。
- ② 当組合は、前項の手数料を、提携機関の請求にもとづいて自動機利用日付をもって自動的に払戻し提携機関に支払います。

### 3. (自動機による払戻し)

- ① 自動機を利用して払戻すときは、自動機にカード(預金を払戻すときはカードまたはカードと通帳)を挿入し、届出の暗証と金額をボタンにより操作して下さい。この場合、払戻請求書の提出は必要ありません。
- ② 自動機による払戻しは千円単位とし、1回あたりの払戻し金額は、当組合(提携機関の自動機利用の場合はその提携機関)が定めた範囲内とします。
- ③ 提携機関の自動機を利用して払戻す場合、払戻金額と手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額を超えるときは、払戻すことができません。

### 4. (自動機による預金の預入れ及び臨時返済)

- ① 自動機を利用して預金を預入れするときは、自動機に通帳またはカードを挿入し、また、臨時返済をするときは、カードを挿入し、ボタンにより操作して下さい。
- ② 自動機による預入れ及び臨時のご返済は千円単位で、当組合(提携機関の自動機利用の場合はその提携機関)が定めた範囲内とします。
- ③ 臨時のご返済は、当組合本支店の窓口でカードを提示することによっても行えます。

### 5. (自動機故障時等の取扱い)

- ① 停電、故障等により自動機による取扱いができないときは、窓口営業時間内に限り、当組合が定めた金額を限度として、当組合本支店の窓口でカードにより払戻しまたは返済することができます。
- ② 前項による取扱いは、当組合所定の用紙に氏名、金額を記入のうえ、カードとともに

提出して下さい。

6. (カードの紛失、届出事項の変更等)

- ① カードを失ったとき、または、氏名、暗証その他届出事項に変更があったときは、ご本人から直ちに書面によってカード発行店に届けて下さい。この届出の前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。
- ② カードを失った場合のカードの再発行は、当組合所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。なお、再発行については、当組合所定のカード再発行手数料をお支払いいただきます。

7. (暗証照合等)

- ① 自動機によりカードを確認し、自動機操作の際使用された暗証と届出の暗証との一致を確認のうえ払戻しをした場合には、カードまたは暗証につき、偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当組合及び提携機関は責任を負いません。
- ② 窓口においてカード及び暗証番号を確認のうえ、払戻した場合にも前項と同様とします。

8. (カードによる預金払戻金額の通帳記入)

自動機または窓口でカードにより預金を払戻した金額ならびに第2条②により支払いしました手数料の通帳への記入は、通帳を当組合の自動機で使用されたときまたは当組合本支店の窓口で提出されたときに行います。

9. (お借入れ、ご返済の明細)

カードによりお借入またはご返済いただいた金額の明細は、3ヵ月毎にお届けします。

10. (解約等)

- ① カード契約を解約する場合には、直ちにカードを当店に返却して下さい。
- ② カードの改ざん、不正利用など当組合がカードの利用を不正と認めた場合には、その利用をおことわりすることがあります。この場合、当組合からの請求がありしだい、直ちにカードを当店に返却して下さい。

11. (譲渡、質入れ等の禁止)

カードは譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

12. (規定の準用)

この規定に定めのない事項については、普通預金規定または定期性総合口座規定及びカードローン契約書の各条項によります。

13. (規定の変更等)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当組合ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上

2020年4月1日 現在